様式第建防１号

住宅概要書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象 | | □建替・□除却・□防災ベッド |
| 申請者等 | 申請者氏名 | TEL |
| 申請者住所 |  |
| 所得 | 令和　　　年度所得　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 除却する住宅  （防災ベッドを設置する住宅） | 所有者氏名 | （申請者との関係　　　） |
| 居住者氏名※ | （所有者との関係　　　） |
| 所在地 |  |
| 築年月 |  |
| 構造・階数 | 構造　　　　　　　　　　　階数 |
| 設備要件 | １　居室　　２　台所　　３　トイレ　　４　出入口 |
| 耐震診断結果 | 「危険」・「やや危険」（評点又はIs値　　　　　） |
| 新たに建築する住宅  （建替えの場合のみ記入） | 所有予定者 |  |
| 居住予定者 |  |
| 設計者 | 氏名  建築士資格（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 耐震基準  適合証明者 | 現行の建築基準法に適合していることを証明します。  氏名  建築士資格（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 工事費見積額 | 合計 |
| 内訳　除却費（　　　　　　）建築費（　　　　　　　） |
| 工事完了予定年月日 |  |
| 防災ベッド | 製造者・名称等 |  |
| 設置費見積額 |  |

※居住者は代表者

様式第建防２号

**旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票**

この調査票は、高砂市住宅耐震化促進事業のうち「地震危険住宅建替工事費補助」又は

「地震危険住宅除却工事費補助」の申請のみに使用できます。

　　高砂市が倒壊の危険性があると判断できない場合は、高砂市が実施する「簡易耐震診断

推進事業」などで耐震診断を受けていただくようになります

□ 調査日時：　令和　　年　　月　　日　　　午前・午後　　　時

□ 調査者氏名：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調査者との関係  （該当するものに〇） |  | 所有者 |
|  | 所有者の親族 |
|  | 委任された者 |

□ 建築物の所有者：

□ 建築物の所在地：

□ 階数：　　　　　階

□ 建築物の概要

チェック欄　（いずれも必須）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 木造住宅である |
|  | 昭和56年5月31日以前に新築（増築）の工事に着手したもの |

チェック欄　（いずれかにチェック）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 戸建て住宅 |
|  | 店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 高砂市記入欄  （建築住宅課） | 倒壊の危険性 | 確認年月日 |
| □有り　　　□無し | 令和　　年　　月　　日 |

各項目について建築物の状況を確認して、該当する項目に「〇」を記入してください。

全ての項目に「〇」がつく必要はありません。

**該当する項目が判断できる写真（カラーコピー可）を添付してください。１項目２～３枚程度。写真の裏面等に項目の番号を記入してください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 箇所 | 項目 | 例 | 該当する項目に〇 |
| 建物全体 | ①全体又は一部に崩壊がある | ・建物全体が崩壊・落階している  ・屋根や外壁の一部が脱落している  ・柱が折れている  ・外壁に亀裂や穴が生じている |  |
| ②全体又は一部に変形がある | ・建物全体が傾いている  ・棟がうねっている  ・軒先が垂れている  ・柱や壁が傾いている  ・床に起伏がある |  |
| 地盤・基礎 | ③地盤沈下が生じている | ・土地の沈下や建物の沈下が見られる |  |
| ④基礎がコンクリート以外（玉石、石積み、ブロック等）である | ・基礎が玉石、石積み、ブロック、レンガ等である |  |
| ⑤基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる | ・基礎がひび割れている  ・基礎の一部が欠けている  ・鉄筋の露出や鉄筋のさび汁が見られる |  |
| 老朽・腐朽 | ⑥柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある | ・部材が食害されている（特に床下や小屋裏等の暗くて多湿な箇所を確認）  ・白蟻の巣がある  ・部材に虫がわいている |  |
| ⑦柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる | ・部材が湿気等により腐っている  ・部材にカビが生えている |  |
| ⑧柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる | ・部材に穴がある  ・部材が欠けている  ・部材に亀裂が見られる |  |

**※上記の項目において該当する項目が２つ以上ある場合で、そのうち建物全体（①②）の項目に１つ以上該当する場合は、倒壊の危険性の有無について、高砂市が判断を行います。**